

○学際サイエンス・デザイン専門学群設置に伴う入学者選抜等臨時措置細則

令和5年10月26日
法人細則第14号

学際サイエンス・デザイン専門学群設置に伴う入学者選抜等臨時措置細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、学際サイエンス・デザイン専門学群（第2条及び第4条において「新学群」という。）における最初の入学者選抜等に係る臨時措置について、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第13条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 新学群に係る入学の時期は、学群学則第8条の規定にかかわらず、9月1日とする。

(入学の出願に係る書類)

第3条 学群学則第11条第1項の法人細則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 検定料の納付が完了したことを証明できるものの写し
- (2) 写真
- (3) その他教育を担当する副学長（第7条第3項において「担当副学長」という。）が必要と認めるもの

(検定料、納付の方法等)

第4条 新学群に係る検定料は、学群学則第11条第2項の規定にかかわらず、100リンギットとし、当該検定料は入学志願者からの国立大学法人筑波大学が指定する金融機関の口座への納付又は決済システムによる納付により、収納するものとする。

2 収納した検定料は、返付しない。

(入学者選抜)

第5条 学群学則第12条第1項に規定する入学者選抜は、学際サイエンス・デザイン専門学群入試とし、次に掲げる形態による総合型選抜とする。

- (1) School Recommendation Scheme（推薦入試）
 - (2) Aptitude-based Scheme（適性入試）
- 2 学際サイエンス・デザイン専門学群入試は、入学者受入方針、募集人員、出願要件、出願手続、検定料、試験方法、試験期日、試験場その他必要な事項を記載した募集要項に基づいて、これを行うものとする。

(入学候補者の決定)

第6条 学際サイエンス・デザイン専門学群入試の入学候補者は、学際サイエンス・デザイン専門学群準備委員会（次条において「新学群準備委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(新学群入学者選考委員会)

第7条 新学群準備委員会は、入学候補者の決定に係る審議を行わせるため、学際サイエンス・デザイン専門学群入学者選考委員会(以下この条において「新学群入学者選考委員会」という。)を設置することができる。

- 2 前項の規定により新学群入学者選考委員会を設置する場合は、新学群準備委員会の委員である大学教員14人以内で組織し、新学群準備委員会の委員長が新学群入学者選考委員会の委員長となるものとする。
- 3 新学群入学者選考委員会の組織構成は、担当副学長の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法人細則は、令和5年10月26日から施行する。
(失効)
- 2 この法人細則は、令和6年8月31日をもって効力を失う。